

諮問案について(区の考え方)

- (1)答申文と別添(計画案)での構成としました(他の計画諮問においても同様の構成としています)。
- (2)計画の策定と区内への児童養護施設等の誘致についてのあるべき姿を諮問理由として挙げているため(次ページに参考として諮問文を添付しています)、答申文において各事項について申し添える案としました。

【答申案(たたき台)】

令和7年1月30日

豊島区長
高際 みゆき 様

豊島区児童福審議会
委員長 柏女 霊峰

「豊島区社会的養育推進計画」の策定について(答申)

令和6年1月24日に諮問を受け、議論を重ねてきた、豊島区社会的養育推進計画の策定について、別添のとおり計画案としてここに答申します。

なお、答申にあたり、豊島区児童福祉審議会として下記の二点について申し添えます。

記

1 計画の着実な推進について

計画の基本理念とした「社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により、子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず子どもの最善の利益を守る豊島区の実現」のため、児童相談所を有する基礎自治体として、地域における子育て支援から代替養育まで一貫して取り組むことができる強みを生かし、計画の着実な推進を図られたい。

2 児童養護施設等の誘致についてのあるべき姿について

区における社会的養育の各側面における現状と課題、求められる資源を踏まえると、里親と里親委託児童への支援機能を持ち、地域における施設養護や家庭支援ニーズに対応可能な、多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましいと考えられる(第3章7で詳述)。区において具体的な検討を進められたい。

以上

【参考(諮問文)】

諮問第1号
令和6年1月24日

豊島区児童福祉審議会
委員長 柏女 霊峰 様

豊島区長 高際 みゆき

豊島区児童福祉審議会への諮問について

下記の事項について貴審議会において、専門的かつ広範な見地からご検討いただきたく、豊島区児童福祉審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

社会的養育推進計画の策定について

2 諮問理由

- (1) 児童相談所設置市として、令和6年度中に、国や東京都の動向も踏まえた上で、豊島区の地域性等を反映した「社会的養育推進計画（計画期間令和7年度～11年度）」を策定するため。
- (2) 「社会的養育推進計画」の策定にあたり、児童相談所開設前から検討を進めている、区内への児童養護施設等の誘致について、あるべき姿を明らかにするため。